

## 蕨市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正（案）についての概要書

### 《重度心身障害者医療費助成制度の内容》

本制度は、埼玉県が昭和50年に補助金交付要綱を制定し、本市では県の補助事業として実施しています。対象となる方は、身体障害者手帳1～3級、療育手帳OA、A、B、C、精神障害者保健福祉手帳1級の所持者及び後期高齢者医療制度の障害認定者です。なお、65歳以上で新規に上記の手帳を取得した方は、助成対象外となります。

### 《県による重度心身障害者医療費助成制度の改正内容》

- (1) 内容 所得制限を導入し、一定の所得がある方は助成対象外となります。
- (2) 実施時期 平成31年1月1日（火）より

### 《本市の対応》

限られた財源の中、本制度を安定的かつ継続的に維持していくため、今般の県の制度の改正に合わせて、「蕨市重度心身障害者医療費の助成に関する条例」の一部改正を行い、所得制限を導入します。

### 《施行日》

県と同様に平成31年1月1日（火）より

### 《所得制限基準額》

本人所得が下記の表を超える場合は、助成対象外となります（※注）。

扶養親族の人数	所得制限基準額	給与収入換算額
0人	3,604,000円	5,180,000円
1人	3,984,000円	5,656,000円
2人	4,364,000円	6,132,000円
3人	4,744,000円	6,604,000円
4人	5,124,000円	7,027,000円
5人	5,504,000円	7,449,000円

（※注）所得制限基準額から各種控除があります。

### 《審査方法》

毎年、市が対象者の所得審査を行い、所得制限内の方には受給者証を発行します。

### 《経過措置》

平成31年1月1日から平成34年9月30日までは、新規申請者のみ所得制限の対象とし、平成34年10月1日以降は、全ての受給者が所得制限の対象となります。